

岡山市長 大 森 雅 夫 様

岡山市監査委員 白 神 利 行  
同 土 居 幸 徳  
同 鷹 取 清 彦  
同 松 田 安 義

### 定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく平成 28 年 11, 12 月実施定期監査の結果に関する報告について、同条第 9 項の規定により提出する。

### 記

#### 1 監査の対象及び範囲

財政局	東区市税事務所
東区役所	総務・地域振興課
	区選挙管理委員会事務局
	市民保険年金課
	農林水産振興課
	建設課
	維持管理課
	美作岡山道路建設事務所
	瀬戸支所
	上道地域センター
教育委員会事務局	文化財課
	学校施設課
	就学課
	保健体育課
学校・園	8 中学校（高松，御南，吉備，灘崎，妹尾，興除，藤田，福田）
	20 小学校（鯉山，加茂，庄内，御南，西，吉備，陵南，灘崎，迫川分校，七区，彦崎，妹尾，箕島，曾根，興除，東疇，第一藤田，第二藤田，第三藤田，福田）
	9 幼稚園（鯉山，加茂，庄内，今，吉備西，吉備東，陵南，妹尾，福田）
	1 認定こども園（灘崎）
	11 保育園（吉備津，庄内，七区，彦崎，曾根，興除東，興除，東畦，都，錦，六区）

前記の課等及び学校・園において、平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日までに執行された収入事務及び支出事務，東区市税事務所における個人市民税等の賦課事務，並び

に学校・園における財産管理事務及び給食事務等

2 監査の期間

平成28年11月1日から平成28年12月28日まで

3 監査の方法

平成28年度に執行された財務に関する事務等が、法令等にのっとり、適正に行われているかどうかを主眼とし、関係書類について抽出により監査した。

4 監査の結果

監査した結果、次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項は、記述を省略した。

(1) 収入事務について

平成28年9月30日現在、滞納繰越分の収入未済額が、高等学校授業料において29万円余(収納率0%)、損害賠償金において20万円余(収納率0%)認められた。

今後とも、これらの解消に格段の努力をされたい。

なお、現年度分のあるものについては滞納繰越を生じないよう要望します。

(教育委員会事務局就学課)

【資料】

○教育委員会事務局就学課

収 入 状 況

(平成28年9月30日現在)

節	細 節	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	収 納 率
中高一貫校使用料	高等学校授業料 ( 滞 納 繰 越 分 )	円 293,400	円 0	円 293,400	% 0
教育費雑入	損害賠償金 ( 滞 納 繰 越 分 )	206,969	0	206,969	0